

公表日：令和6年1月31日

	男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全職員	69.1%
正規職員	78.1%
非正規職員	142.4%

対象期間：令和4年事業年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

賃金：労殿の対価として支払われるもの（賞与含む）

非正規職員：非常勤職員及び臨時職員